

午後3時10分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、5番稲富一實議員の質問を許可します。5番稲富一實議員。

（5番稲富一實君登壇）

○5番（稲富一實君） 皆さん、こんにちは。5番議員の稲富一實でございます。

本日は師走に入り、お忙しい中に議会傍聴においでいただき、まことにありがとうございました。

山田堰土地改良区が管理しております山田堰堀川用水水車群が世界かんがい施設遺産に本年9月、認定されました。5カ国、17施設の一施設でございます。先人の英知により脈々と培われてまいりました農耕文化の継承こそが実を結んだと確信しておるところでございます。心よりお祝い申し上げます。

また、12月7日には、市民が長きにわたり切望されていた市道山田黒川線、見事な道路が完成し、式典が行われました。延長2,070メートル、幅員6.5メートル、事業費約17億円が投じられ、道路附帯地にはもみじが植栽されました。地域住民の生活・生産基盤の道路として、また将来的に観光・おもてなし道路として多くの方々に利活用されんことを願う一議員であり、一市民であります。

この2件の事案につきましては、心よりお祝い申し上げますとともに、関係者の方々の御尽力に敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

質問席より質問を続行させていただきます。

（5番稲富一實君降壇）

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 朝倉市では、水を育み、町を潤す健康文化都市の創造を目指し、平成20年3月、第1次総合計画の基本構想・基本計画が策定されました。朝倉市の総面積は246.73平方キロメートル、東西22.9キロ、南北17.4キロの広がりを持ち、福岡県の面積の5%に相当します。地目別で見ますと、山林1万3,544ヘクタール、約54.7%で最も多く、次に水田、約3,800ヘクタール、15.4%、そして樹園地、畑含めまして約1,900ヘクタール、7.7%と続き、宅地は1,643ヘクタールで6.6%となっております。山林や農地は経済的な資源であるとともに、国土保全や水源の涵養、水害防止などの多面的な機能を持っており、これらの資源は朝倉市を形成する大きな特徴の1つと言えます。

そこで、一般質問に入らせていただきます。朝倉市の農林行政について、水源の涵養策について、そして荒廃森林対策についてを質問いたします。

朝倉市の森林の現状及び荒廃の状況、そして森林環境税によります事業はどのような内容、どのような割合で財源を使っているのか、そして福岡県森林環境税導入の目的を等々質問いたします。

○議長（手嶋源五君） 農林課長。

○農林課長（末次和幸君） まず、朝倉市の森林の現状について申し上げます。

朝倉市の森林の現状につきましては、県の資料、平成16年度の造林補助事業のデータにつきまして、県全体で6万1,990ヘクタール、当市では4,559ヘクタールで、森林面積の33.7%が荒廃森林というふうに言われております。

この荒廃森林につきましては、まず対策としまして、福岡県の単独事業であります荒廃森林再生事業、これによりまして調査実施を行ってるところでございます。平成20年から25年度までの実績によりますと、荒廃森林対象調査を3,931ヘクタール行っております。これは86.2%になります。そのうち2,049ヘクタールの荒廃森林該当地がございました。間伐等の整備を527.9ヘクタール実施してるところでございます。

それから、森林環境税による事業、どのような内容か、どのような役割で財源を使うのかということですが、森林環境税の事業の柱は2つでございます。荒廃した森林の再生事業、それから県民参加型の森林づくりの推進事業です。福岡県では森林環境税の税収を平年ベースで年間13億円を見込んでおります。荒廃した森林再生事業に約12億円、県民参加の森林づくりの推進事業に約1億円を見込んでるということでございます。

それから、福岡県の森林環境税導入の目的、それから理由につきましては、森林は土砂災害の防止、洪水、渇水の緩和や地球温暖化防止などの多くの公益的機能を有しますので、私たちの生活に多くの恵みをもたらしてるところでございます。しかしながら、林業者の高齢化や減少、それから林業不振等によりまして長期間の手入れがなされずに放置されております。公益的機能が低下し、荒廃した森林が増加しております。このような森林を再生し、森林を健全な状態で次世代に引き継ぐことを目的としまして創設されました。平成20年度にスタートしました。この費用に充てるための県税が森林環境税で、個人から500円、それから法人から資本金に応じて5%の課税がされているところでございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 森林環境税によります朝倉市への効果はどのようなものか、質問いたします。

○議長（手嶋源五君） 農林課長。

○農林課長（末次和幸君） 先ほど申しましたが、荒廃森林が朝倉市の場合は4,559ヘクタールあると県のほうの調査で行われております。県全体の16%でございます。事業を進めていく流れとしまして、現況調査、荒廃森林の特定、森林所有者との協定締結、測量調査、それから工事設計、発注というふうになります。事業は市が行いまして、事業経費は全額県から交付金として市に交付されております。森林所有者にとりましては、高齢化、林業不振などの理由で、先ほども申しましたが長期手入れが行われておりません。行政により森林再生がなされ、森林が健全な状態で子供、それから孫に引き継ぐこととなるというふうを考えてるところでございます。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 森林整備の対象となる荒廃した森林と、その判断基準はどのようにされているのか、お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 農林課長。

○農林課長（末次和幸君） 森林の整備の対象とされるのは、1つ目に、おおむね15年以上、間伐等の手入れが施されていない人工林で、2番目が、林の中に十分な光が入らないため、地表の植物が消滅、または消滅のおそれがある、それから森林の持つ公益的機能が低下してる人工林が荒廃した森林にこれ以外に詳細な判断が定められており、最終的には県と市が協議を行いまして、最終判断を行っているということでございます。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 朝倉市には荒廃森林が4,500ヘクタールあるということですが、これを少しでも少なくし、水源の涵養と地下水の保全につながるのではないかと考えておりますが、この底入れをどのように考えてありましょうか。

○議長（手嶋源五君） 農林課長。

○農林課長（末次和幸君） 先ほど申しました荒廃森林対策としまして、福岡県の単独事業を行っております。平成20年度から25年度まで対策事業を行っております、それまでの実績としまして3,931ヘクタールを調査を行っております。そのうちの2,049ヘクタール、これが荒廃森林該当地ということになっております。間伐等の整備を20年度から25年度で527.9ヘクタール、大体25.7%になりますが、それを実施しているところでございます。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 県における施策はるる説明受けましたが、荒廃森林をなくすために、市としての独自施策はどのように取り組まれているか、お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 農林課長。

○農林課長（末次和幸君） 森林整備につきましては、造林、除伐、下刈り、間伐等の作業について、国、県の補助と合わせまして、市の上乗せ補助としまして、10%により所有者の負担を軽減しまして、森林整備の促進に努めているということでございます。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 次に、農業用施設整備についてお尋ねいたします。

ため池の保全整備でございますが、多目的機能を持つ農業用ため池は老朽化しており、防災上、早急な整備を行うべきではないかと考えておりますが、市内ため池の現状はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 農林課長。

○農林課長（末次和幸君） ため池の現状につきましては、市内全域にため池が108カ所ございます。福岡県が平成25年度に調査を行いまして、整備の可否を判断する詳細設計の

優先度を判定するものをため池の一斉点検を実施しました。その市の108カ所のため池は、総合判断によりますと緊急整備の優先度が高いため池が26カ所、それから早急な整備が望まれるため池、それが15カ所、緊急性が低いため池が67カ所というふうに分かれております。今後、地元、受益者の方々よりも改修要望が上がってくれば、随時調査を行い、必要な場合には改修を行っていきたいというふうに考えてるところでございます。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 市内ため池の整備状況等々について質問いたしますが、108カ所のため池があるということでございます。また、緊急性のあるため池における対応策等々、どのような対応されておられるのか、質問いたします。

○議長（手嶋源五君） 農林課長。

○農林課長（末次和幸君） ため池整備につきましては、21年度に2カ所、それから22年度に2カ所、25年度に3カ所、それが25年度は泉水谷ため池と鎮守の森ため池、それから山の神ため池の改修工事を行ってるところでございます。現在、県が改修してる屋形原地区の泉水谷ため池は平成25年度に工事を着工しまして、現在工事中ということでございます。

現在、地元より11カ所の改修要望が出されております。その対象事業地として、受益面積の採択要件によりますけども、農村地域防災・減災事業、これは負担割合が国が55%、県が30%、それから市が12%、地元が3%により7カ所の農村の事業を行うように考えております。

それから、農村環境整備事業、それが負担割合が県が50%、市が40%、地元が10%、これを4カ所の改修工事を順次計画してるところでございます。改修には事業量の大きいため池はかんがい期の関係がございますので、完成までに約3年かかるということでございます。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） それこそため池におきましては、先人の知恵によりまして集落の大体上流部に築造されており、また、ため池の設置関係におきましては、かなりな老朽化が進んでおる、また漏水が激しくなっておる状況下でもございます。当然ながら、地元の維持管理の努力不足等々も言えるわけでございますけれども、どうしてもため池においては農民サイドだけで対応ができるような状況でございませぬ。国、県の力を借り、市の力を仰いでいながら、るる整備がなされておると思っておりますが、この関係におきまして、スピードを持った形での対応をお願いしたい、そのように考えてるところでございますが、いかがでございましょうか。

○議長（手嶋源五君） 農林課長。

○農林課長（末次和幸君） できるだけ早急に、危険な箇所につきましては早急に対処したいというふうに考えております。うちのほうも、とりあえずこれは補助事業でございま

すので、県のほうの補助をいただかないといけません。県のほうにも随時要望していくというふうに考えております。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 続きまして、農業の振興策についてお尋ね申し上げます。

優良農地、管理保全農地、荒廃地対策についてお尋ねいたします。優良農地、管理保全農地、荒廃地の定義はどのようになっておりましたでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 農業振興課長。

○農業振興課長（仲山茂木君） ただいまの御質問につきまして、1つは優良農地とは、もう1つは管理保全農地とは、もう1つが荒廃農地だと思っております。

定義につきましては、優良農地につきましては、農林水産関係用語で、一団のまとまりのある農地や農業水利施設など、生産基盤の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など、良好な営農条件をそろえている農地でございます。一般的に言いますと、補助整備事業が実施された一帯はもちろんのこと、中山間、山間地のパイロット事業で整備された樹園地も含め、市としては自主開墾等による点在農地以外全てが優良農地としております。

次に、管理保全農地とは、これは特段の定義はありませんけれども、水田転作事業や中山間地域等直接支払交付金事業等、種々の事業で用語の定義が定められてあり、おおむね農地としての形状及び機能を維持し、作物の栽培が可能な状態にある農地でございます。

次に、荒廃農地とは、これも特段の定義はありませんけれども、農林水産省の各種調査で定義されているものによれば、現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となってる農地を指しております。

なお、荒廃農地は2つに分けられ、再生利用が可能かどうかで分類されているところでございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 優良農地は当然集積してまいりましょうが、管理保全農地、中山間地域におきましては管理保全農地がたくさんあるわけでございます。荒廃園にならない施策として、また高齢化のために労力不足のために荒廃地になりつつある状況の中で、6次産業化につながるような労力のかからない農作物を示すように、市がリーダーシップをとるべきではないか、そのように考えておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（手嶋源五君） 農業振興課長。

○農業振興課長（仲山茂木君） 優良農地の集積につきまして、済みませんでした、管理保全農地についての御質問だったと思います。管理保全農地につきましては、リーダーシップを市のほうが6次産業化につながるものとして、県費補助事業のハゼ事業対策事業があります。平成25年度末で3団体の1.6ヘクタールのハゼ植栽が行われ、平成26年度は

4団体で1.1のハゼ植栽を予定をしております。また、毎年単独費の特産振興費の特産物開発事業も行っております。現在の対策を挙げましたが、中山間地域など、労働条件の作業効率の厳しい場所でも6次産業化につながる農作業の選定、その加工品ができれば、流通等を考慮しなければなりません。一過性ではなく、長い年数に対応できなきゃなりませんので、なかなか見出せてないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） ここが問題なんです。腰を据えて将来の朝倉市のあるべき姿、農業の姿をじっくり腰を据えて6次産業化に向けた、農業人口が減少する中で、手の要らない施策づくりを当然朝倉市と住民が一体となって協働での施策を考える1つの場づくりが必要ではないかと考えておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（手嶋源五君） 農林商工部長。

○農林商工部長（熊谷鉄夫君） 恐らくは管理保全農地が現在、作物がつくられずに草刈り等でしのいでる状況を懸念されてのことだと思います。確かに中山間直接支払協定集落から出されております管理農用地は年々増加をしております、平成25年度が45ヘクタールぐらい、本年度、26年度は48ヘクタールと、3ヘクタールぐらい増加をしております。1つには、農作物の価格が安いこともございますけれども、やはり農家の高齢化、あるいは高齢化によってお亡くなりになられたとか、そういう離農の関係が出てまいっております。

御指摘のように、ここが今後10年で大きく耕作放棄地へとつながっていく農地というふうに市としては認識をしておるところでございます、おっしゃいますような労力の少ない作物、先ほど課長がハゼ栽培を申し上げましたけれども、このほかにもさまざまな山間地に使える労力の少ないもの、例を挙げますれば、何ですかね、ダラの芽とかですね、こういうものもありますけれども、ただ、ダラとか、種々によってはやぶにつながる可能性も非常に高うございます。農作物、中山間地、山間地が基本になりますので、基本的にはやぶにならないような形のものを選定するというのが原則だろうというふうに課としても考えておるところでございますので、例えばツバキの油が有効なのかどうかはわかりません。しかし、昔、旧朝倉地域ではツバキ油の製造がなされていたということもお聞きしておりますし、さまざまな可能性のあるものを、確かに労力の少なく、収益はそこまで高くは望まなくてもよいわけですが、よいとは言えませんけれども、そういうふうに思っておりますので、今後検討を重ねていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 荒廃農地にならない施策におきましては、住民とじっくり腰を据えて、方向性をお互い見出していかなければならないと考えてるところでございます。

次に、有害鳥獣対策についてお尋ねいたします。

朝倉市内の有害鳥獣によります農作物の被害状況と市の対策についてお尋ねいたします。済みません、その前に、ごめんなさい、三連水車の里あさくらの拡張計画はどのように考えてあるのか、生産者の所得向上、交流人口のさらなる拡大を命題として、平成19年にオープンして、本年で8年を迎えております。その間、屋外での店頭売り場も確保されましたが、定例会時での事業報告を見ますと、取扱高が22年度をピークに、年々わずかではありますが減少しております。近隣に直売所が複数ある中で、いかにして売上を伸ばしていくことが必要かと思われませんが、そのためにも市として三連水車の里あさくらの拡張計画、改築計画はあるのか、お尋ねいたします。売り場面積の拡張及びトイレの増設等、考えられないか、質問いたします。

○議長（手嶋源五君） 農業振興課長。

○農業振興課長（仲山茂木君） 平成19年にオープンしました三連水車の里あさくらにつきましては、全体敷地面積として3万2,248平米、交流館の延べ面積として1,192平米あります。財源としましては、国費、県費、起債、市費が投入され建設をされております。

ここ数年、取扱高は減少ぎみであります。直売所は近隣だけでも7カ所建設されており、競争から淘汰の時代が変わってきております。都市住民によっては行く先の選択が広がり、数カ所の直売所を回る傾向にあるので、三連の特色であります地元でとれる新鮮で安全な野菜、フルーツなどを打ち出しながら、日々経営努力を重ねております。市として、さらなる生産者の所得向上、交流人口の拡大等を願ってるところでございます。

御質問の施設改良につきましては、今の直売所の間取りは、野菜を中心にした売り場、総菜、弁当の売り場、カフェさくら、野外テントの売り場など、それぞれが区分された形になっており、またトイレにつきましても、バスの観光コースとして組み込まれていて、消費者の方に不便を与えるところがあると思われております。今後、改築、改修等の実施について、重要な課題として受けとめ、協議、検討を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） それこそ三連水車の里あさくらにおきましては、起債充当補助金等々をいただいでの整備をしてきておるところでございますが、改築、改造すれば、償還金の、起債の償還のそれこそ返還等々も出るやもしれません。こういった案件を踏まえながら、合併後10年ぐらいをめどに、当然考えていくべきではないかということで質問させていただきます。

また、トイレにおきまして、そして売り場におきましては、野菜と果物が施設の中で販売されておられません。こういった問題を考えてみますところ、まだまだ改築の余地はあるんじゃないか、そして果物1個買えば、野菜、大根1本手にとってというような面的な施策での位置づけがなされておられません。現状においては野菜売り場等々と果樹売り場が分

離しておるといような状況でございますので、こちら付近も十分踏まえられて、改築に向けた取り組み、そして先般、たぶる祭り等々がございましたが、現場のほう、じっくり座って見てみますと、マイクロバス等々が入ってまいりました。どうしてもトイレの数が足りないということで、並んであるといような状況でもございました。トイレの改築関係、増設関係においても、当然考えていくべきではないかと考えておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（手嶋源五君） 農業振興課長。

○農業振興課長（仲山茂木君） トイレにつきましても、先ほど言いましたけども、観光コースとして組み込まれておりますので、トイレの数の内容としましては少のうなっておりますので、そこらあたりも含めて、トイレの改修も含めまして内容を検討させていただきたいと思っております。

○議長（手嶋源五君） 農林商工部長。

○農林商工部長（熊谷鉄夫君） トイレの件もさることながら、売り場につきましても、恐らく議員が指摘をしておられるのは、本体の建物の前にテントで果物類を販売していると、要は果物を買いに来たお客は果物を買って、そのまま帰る。ではなくて、一緒のところで売れば、果物を買いに来たお客も品物を見て回って、それなりに1点でも2点でもお買い上げ効果が出るのではないかということであろうと思います。

同様にトイレについても、現在の直売所は、先ほど課長が申しましたとおり、観光コースに含まれておりますので、当然、集客力という点から観光バスに寄っていただくというのが非常に重要なことになるのだろうというふうに思います。

会社としてもそれなりに対応したいというふうに、対応したいけれどもという要望を市のほうに持ち上げてきておりますので、市としても十分に検討して、競争が激しくなりつつあるこの直売所業界の中で、三連が野菜の三連と、昔つけられておりましたのが再び輝きを取り戻すように協力をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 副市長、いかがでございましょうか、今、部長が答弁いたしましたが、副市長。

○議長（手嶋源五君） 副市長。

○副市長（片山 潔君） ただいま御指摘の件でございます。やはり面的な整備ということでおっしゃいました。今の状態ではなかなかお客様が買い物するのにスムーズに動けないといような支障もございますし、せっかくバスで来られたお客様にしましても、トイレが狭いがために、また次なる機会を逃してしまうということも懸念されます。そういった損失も現時点で多分にあるかと思っておりますので、そういった面をカバーするためにも、そういった施設の整備、こういったものにも取り組んでいきたいといような考えを持っております。検討してまいりたいというふうに考えております。

また、単に直売所というだけでなく、現在、経営の多角化ということも考えておりまして、ネット販売、こちらのほうにも力を入れておりますし、また加工品等の新商品の開発、こちらのほうにも力を入れて取り組んでるところでございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） ちょっと後先になりましたが、有害鳥獣対策について質問いたします。

朝倉市内の有害鳥獣により、農作物の被害状況を市としてどのように捉えてあるのか、お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 農業振興課長。

○農業振興課長（仲山茂木君） 農作物の被害額の把握につきましては、有害鳥獣駆除隊員や被害を受けている農家の方々から被害状況の聞き取りを行っております。そのところ、鹿、イノシシ、カラスによる被害が大多数を占め、これはあくまでもおおむねでございますけれども、平成24年度が350ヘクタールで6,300万円、平成25年度が360ヘクタールで6,500万円と推察しているところでございます。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） イノシシ、鹿においては、こういった数字が出てまいっておりますが、近年ではアナグマからの農作物の被害も多くなったと聞き及んでおるところでございます。

鳥獣被害対策として、イノシシ、鹿用の電気柵をアナグマ対策に活用ができないのか、お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 農業振興課長。

○農業振興課長（仲山茂木君） 今現在、イノシシ、鹿用の電気柵として、21年、23から25までで、国庫補助を利用しまして延長にして323キロ設置をしております。本年も同様に延長約227キロを実施中であります。これはあくまでも鹿、イノシシ用でございますので、それをアナグマ、利用する方法もありますけれども、ただ、まだ現在が被害実態が表には出てきておらない状態でございます。被害が出るよという話はもちろん聞きますけれども、それがどのくらいかちなってきますと、まだはっきりわかってない状況もございしますので、国庫補助で利用するという形になれば、小規模の電気柵になりますと、費用対効果ももちろん係ってきますので、それを利用したものになりますと難しい面もあります。ただ、イノシシとか鹿とか、そういう電気柵を、それを利用して、することは可能と思えます、可能です。あくまでもそれは鹿、イノシシ用対策としてでございます。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） それこそブドウ農家、一晩に30房なりがアナグマによって落とさ

れておる現状等々もございますので、ここら付近も十分踏まえていただき、前向きに施策を打っていただきたい、そのように考えてるところでございます。

続きまして、安心・安全なまちづくり施策についてお尋ねいたします。

安心・安全なまちづくりを推進するためには、防災面から見て住民に対して広く啓発すべきではないかと考えておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（手嶋源五君） 消防防災課長。

○消防防災課長（半田佳哉君） 朝倉市といたしましても、住民啓発の1つとして、現在、市内を19地区に分けた自主防災マップの作成を行っております。これは行政と住民が一体となってワークショップ形式によって取り組んでいるものでございます。本年度をもちまして、一応19ブロックのマップが完成することになっております。このマップは、自分の住んでいるところがどのような危険があるか等を示した地図でございまして、全戸に配付して周知を図ってるものでございます。

そのほかに朝倉市防災パンフレットの配付、あるいは朝倉市暮らしの便利帳、ホームページ等で災害関係に関するいろんな情報を住民の方に周知をしているところでございます。

それから、市内全域、今、17コミュニティございますけれども、それぞれ自主防災組織が結成されております。これ、平成23年度に結成されておりますが、まだまだ自主防災組織の強化が必要だと感じております。強化育成のために防災講演会の開催や、介護サービス課と共同で行ってます地域見守り体制支援事業を昨年度から3年かけて取り組んでおります。この事業、孤独死、孤立死を防ぐために、日ごろの見守りと災害時の要援護者に対する避難支援の仕組みづくりをつくっているものでございまして、自主防災組織向けに研修会を行っているものでございます。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 24年の災害を踏まえ、杷木地域においては、また安川のコミュニティにおいては、防災組織関係においてはかなり進んでおると考えておりますが、市内全域におけますコミュニティにおける防災意識向上のための施策を今後積極的にやっていただきたい、そのように考えてるところでございます。

時間の都合もありますので、次、移らせていただきますが、地域コミュニティの結束のもと、地域防災組織の強化促進はゆがめない事実であろうと思いますが、その一方で、その一翼を担っておると思う非常備消防について質問いたします。

福岡県内の常備消防署の職員数と非常備消防団員数の最近の年間の推移、甘木・朝倉消防本部の職員数と朝倉市消防団員数の年間推移を開示願いたい。

○議長（手嶋源五君） 消防防災課長。

○消防防災課長（半田佳哉君） 平成25年度の消防年報によりますと、県内の常備消防であります消防署の職員数は、平成15年4月1日現在、4,618名、25年4月1日現在、4,727

名、10年間で109名の増員です。それから、非常備消防であります消防団員数におきましては、同年2万6,323名に対しまして、10年間で2万5,202名、1,121名の減でございます。双方を合計をいたしますと、10年前が3万941名、10年間で2万9,929名で、合計の1,012名の減少となっています。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 非常備消防関係におきましては、やはり地域コミュニティを母体とした防災における施策として、当然ながら団員数の確保は否めない事実であろうと思っております。最近10年間で全体で減少しているということですが、朝倉市の消防団の条例定数と現在の団員数の状況並びに団員の話によれば、人がいない、入団してくれる人が見つからないという意見がある中で、条例の見直し等々、考えてあるのか、お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 消防防災課長。

○消防防災課長（半田佳哉君） まず朝倉市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例第2条により、消防団員の定数は979名と定められております。現在の消防団員数につきましては、平成26年9月末現在で938名となっております、41名の不足となっております。

また、入る人が少ないとか、入団してくれる人が見つからないとか、そういった意見がある中で、条例の見直しは行わないのかという質問ですけれども、人口減少とともに近年、就業形態がサラリーマン化をしております、地域外に勤務地が多くて、分団によっては人口減が著しい状況でございます。団員確保においては、本当に厳しい状況であることは認識しております。

団員確保が厳しい分団においては、朝倉市では消防団の経験のある方に支援団員として入団していただく支援団員制度を導入しております。したがって、この制度を利用されている分団もあります。

今後、団員の定数の見直しにつきましては、必要があれば関係機関と協議を行いながら検討を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 非常備消防団員におきましては、郷土愛護の崇高な消防精神で、そしてボランティアで、有事に向けて日々努力されていることは重々わかるわけですが、消防団の行事におきまして、例えばポンプ操法1つにとりましても、団員数の多いところ、団員数の少ないところにおきます施策、ポンプ車と可搬の同時訓練、出動関係におきましては、当然サラリーマン化した就業形態の中で、生業を持つての非常備消防団の活動でございます。そういった面々を考えた場合において、行事内容における施策の改

善ができないか、お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 消防防災課長。

○消防防災課長（半田佳哉君） 消防団員というのは郷土愛着心や地域のつながりが希薄になっている昨今、自分たちの町は自分で守るという郷土愛護の崇高な精神のもと、地域を守ってくれている消防団員を私たちももっともっと消防団員はいいものだということでPRをしていく義務があると感じております。

行事等を減らしてもらえないかという、そういった意見もたくさん消防団のほうに聞いてみますと、そういった意見はかなり上がってきます。ただ、訓練とか非常に必要なポンプ操法等、いろいろありまして、これの行事をどれを見直すか、どの部門を減らすかとか、そういったふうになりますと、これも関係機関と十分に検討をいたしまして、今後詰めていきたいなと感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 非常備消防におきましては、当然ながら消防団長指揮のもとでの活動でございます、運営でございます。時間はかかろうと思いますが、改善を日々やっていただきたい、合併後10年にもなりますので、改善される施策においては、当然改善をしていただきたいと考えてるところでございます。

次に、地すべり対策について質問いたします。

宮野地区の柿園が地すべりを起こしており、下流域には人家があるわけでございますが、この早急な対策が必要と思っておりますが、現状と対策はどのように考えておりますか。そしてまた地元負担関係がどのようになっておるのか、お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 農林課長。

○農林課長（末次和幸君） 八坂地区の地すべり状況につきましては、県営農地開発事業で造成されました柿畑が、24災で2カ所の地すべりが確認されております。大体1カ所が幅が35メートル、奥行きが55メートル、それから2カ所目が幅が55メートル、奥行きが70メートルでございます。平成26年1月から9月にかけて、ボーリング調査を行っております、地すべりの調査を。その結果、地下水による地盤のゆがみが生じていることがわかっております。今後、豪雨等によりまして地すべりが発生した場合には、土砂が直下の八坂川に流出しまして、土砂ダムが形成されるおそれがあるというふうに考えてるところでございます。

市の対策といたしまして、県のほうに現地を見ていただきまして、国庫事業に乗るかどうかを調査をいたしました。国庫事業になりますと、地すべりの防止法で第3条に指定された地すべり防止区域でなければなりません。その防止区域には、地すべり面積が、地域の面積が5ヘクタール以上なければならぬとされております。八坂地区の区域面積は2カ所合わせて約0.6ヘクタールのため、地すべり防止区域には該当をいたしませんでし

た。県のほうにほかの事業はないかということを確認しましたが、その他の補助事業には該当しないということでございました。

市の対策といたしまして、うちのほうで今、考えているところは、地すべりは地下水が上昇をして、地盤が変動的となるということが原因だということに考えております。地すべりの抑止力といたしまして、横穴ボーリングでいく方法がございますので、その横穴ボーリングをいたしまして、水抜き対策を考えてるところでございます。

それともう1つ、県土整備のほうに、下のほうに、八坂川の上流側に既設の砂防がございます。その砂防が今、土砂がたまってる状況でございますので、その土砂撤去を今、要望してるところでございます。それと、新たな砂防の設置を建設課を通じまして要望してるところでございます。

それから地元負担の関係でございますが、農林課事業では、利益を受ける者、利益を受けるかどうかちょっとわかりませんが、分担金を徴収するというふうな条例がございますので、地元には負担金が生じるということでございます。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 応能・応益主義のもとで分担金の徴収があるということで確認をさせていただきました。

次に、時間が切迫しております、河川台帳について質問いたします。

現在、道路台帳、橋梁台帳、下水道台帳、農道台帳等々は整備がなされていると聞いておりますが、河川台帳が旧朝倉町以外、1市1町においては整備されていない、新市において整備されていないと聞き及んでおるところでございます。この関係におきましては、市営河川であれば、当然ながら地元負担はございません。がしかし、これが農業用施設になりますと2割の負担が要るわけでございますので、そのすみ分けをどうされているのか、今後どのように考えてあるのか、お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 建設課長。

○建設課長（上野雅義君） 河川台帳の関係でございますが、整備状況でございますが、台帳作成につきましては、1級及び2級河川については河川法で規定がなされておりますので作成しておりません。

準用河川につきましては、河川法を準用することになっておりますので、旧朝倉町の通堂川が市内唯一の準用河川であるため、台帳整備を行っております。それ以外の河川につきましては、河川法の規定がないため作成はしておりません。しかし、今後河川の管理、あるいは災害対策等のためには、今後河川の状況を調査し、関係機関と協議し、検討後、河川のまずは一覧表の作成をするということで考えております。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 私はあえて荒廃森林、そして荒廃農地、管理保全農地におきまして質問させていただきましたが、この河川台帳におきましても、将来の職員に禍根を残さない施策として、当然、今、財政的に厳しかろうと思いますが、やるべきことをやっていただきたい、そういった思いで質問をさせていただいております。財政上、厳しいかと思いますが、ぜひとも前向きな御検討をお願いしたいと思っております。

市長、答弁をお願いいたします。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 今、言われますように、河川については河川なのか、農業用水路なのかという非常に境目が難しいという現実がございます。それによって、いろんな工事した場合に、地元負担、いろんなものがございまして、まずは私自身がどの程度、そういった河川が市内にあるのかちゅうのがまだわかりませんので、そこあたり十分把握して、担当課と協議しながら、言われますように、将来きちっと、そこあたりわかりやすくなるようにやっていきたいというふうに考えてます。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） これをもちまして、私の一般質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、あす11日午前10時から行い、一般質問を続行いたします。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時8分散会